

平成30年度事業報告

平成30年度においても、行政書士制度を取り巻く環境は目まぐるしく変化を続け、その中で生ずる行政書士の制度や業務に関わる課題に対し、出来る限り迅速に戦略を立て、対応を図ってまいりました。また、事業テーマとして掲げた「国民の権利を守り、新たな価値を創造する行政書士像を目指して」は、将来に向け継続していくべきテーマであり、長期的視野を持って、時代とともに変化する社会状況に応じて行政書士が活躍できる場を拡充することを目指し、様々な事業に取り組んでまいりました。

関係省庁が管轄する新たな施策に対しては、その円滑な運用と国民の利便をより高めるためとして、行政書士の持つ専門的知見の活用を具体的に提案するとともに、省庁の主催する協議会等にも積極的に参加し、デジタルファーストによる急速な手続簡便化の流れの中で国民の安心・安全を担保する行政書士の役割を積極的にアピールしてまいりました。

特に、内閣府IT総合戦略室が中心となって検討が進められている「死亡・相続ワンストップサービス」では、政策設計の初期段階から、死亡・相続分野の手続に広く関与する行政書士の利活用を提案するとともに、検討会にも参画し、現在の死亡や相続手続における問題点や改善方法を発信するなど、行政書士制度調査委員会が中心となって取り組みました。

また、国家施策として進められている「未来投資戦略2018」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」を始め、具体的政策として掲げられている「規制改革実施計画」については、行政書士制度を堅守するため、各部・委員会が連携して情報収集や分析を実行しました。さらに、新たな外国人材受入れ政策に対応し、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」等についても専門的実務家の観点から精査した結果を踏まえ、法務省に要望や確認を行い、令和元年度以降引き続き、新たな制度に関して新設された出入国在留管理庁との定期的な協議・ヒアリング等が行えるよう、その礎を作ってまいりました。

そして、平成29年度より構想の検討を重ねてきた「行テラス」については、平成31年2月22日の行政書士記念日に開催された各单位会の相談会において、各单位会のご理解とご協力の下、「行テラス」の周知を図ることが出来ました。

以下に、平成30年度の重点施策について報告いたします。各部・委員会・中央研修所等の事業については、各々の報告を後述します。

<重点施策>

1. 法改正の推進

理事会で決議された行政書士法改正重点5項目のうち、最重要項目の見直しを図り、目的規定に「国民の権利の擁護」を加えること、単位会会則に基づく処分の根拠を設けるべく会の目的に「日行連・単位会による監督」を加えること、「一人法人」の実現について、各党行政書士制度推進議員連盟の総会等において要望活動を展開し、各党に力強い支援協力をいただくよう要望しました。また、総務省に対して改正の必要性を説明し、理解を求めました。

2. 国民のニーズに応える行政手続を中心とした司法アクセスへの貢献と特定行政書士制度の推進

国民の権利擁護や権利利益の救済に関する支援と利便の促進を図るため、行政書士総合相談窓口としての「行テラス」を開設し、各单位会と連携を図り事業を開始しました。

特定行政書士制度の推進に関しては、全国的に特定行政書士の広報用ポスターやチラシを配付し、各都道府県の担当部署宛てに「行政不服審査の運用状況に関するアンケート」を実施するなど、特定行政書士が行政手続における専門家として、行政不服審査制度に貢献できるよう取り組んでいることの周知を図りました。

3. 関係機関との連携強化による行政書士の活躍の場の拡充

総務省、国土交通省、内閣府、法務省、農林水産省、文化庁をはじめ多くの官庁、団体等と連携を強化し、相互信頼を図りました。特に総務省とは、所管の行政課に加え行政評価局にも行政書士業務について具体的にご理解をいただき、内閣府の死亡・相続ワンストップサービスへの提言・意見交換においてご協力をいただくなど、より一層の信頼関係が構築できました。

所有者不明土地及び空き家問題対策に関しては、国土交通省、法務省をはじめとする関係機関等に対し行政書士の利活用を働きかけ、各单位会が公共嘱託事業を受託できるように支援してきました。

さらに、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策については、法務省入国管理局に行政書士の一層の活用と行政書士法の遵守を要望しました。

法教育関連事業としては、著作権教育への取組み推進を図るため、内閣府コンソーシアムでの意見発信や教材の提供、(大)山口大学や(一社)コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)との連携を進めました。

社会貢献事業のうちADR事業に関しては、ADR機関認証を受ける単位会も増加し、ADR代理権取得に向けて総務省との協議を継続して行いました。また成年後見に関しては、各单位会及び(一社)コスモス成年後見サポートセンター等の成年後見を担う各組織と連携し、関係省庁等に行政書士の活用を提案するなど、積極的な活動を行いました。

4. 行政書士制度のPR活動の強化・充実

「月刊日本行政」誌面の充実のため、有識者及び省庁関係者に積極的に寄稿を依頼し、各種制度の改正情報等、業務に役立つ記事の掲載に努めるとともに、会長を始めとした各役員による情報発信を強化し、対外的にも行政書士制度の認知度向上・理解促進に取り組みました。

また、平成30年10月の行政書士制度広報月間に先駆けて、6年ぶりに全国広報担当者会議を開催し、より効率的かつ効果的な広報活動のあり方について意見交換等を行いました。各单位会における課題や先進事例を共有することで、全国的な広報活動の底上げを図り、PR活動の強化につなげました。

行政書士制度広報月間及び行政書士記念日に係る事業として、日行連公式キャラクターユキマサくんを活用し、日常生活や子供たちにも馴染みのあるグッズを新たに作成・配布するとともに、行政書士制度PRポスターとの相乗効果を高めるため、ポスターモデルの小芝風花さんの動画をホームページ上に公開し、行政書士制度の周知を推進しました。

【総務部】

1 行政書士の品位保持と制度遵守の徹底

(1) 職務上請求書関係規則等の改正

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正案を策定し、平成30年4月18日理事会にて承認可決された。

(2) コンプライアンスの確立

司法アクセス学会学術大会に招へいされ、行政書士のコンプライアンスに係る現状と課題について、分析した結果を発表した。

また、平成30年4月18日に職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正をし、あわせて職務上請求書の適正な使用及び管理の徹底について、「月刊日本行政」にて単位会及び会員へ周知を行うとともに、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱いに関するガイドラインの改訂を行い、会員サイトに掲載し単位会及び会員へ周知した。さらに、ガイドライン改訂に伴い、理解促進と更なるコンプライアンス向上のため、中央研修所と連携して、平成30年7月、「平成30年度行政書士コンプライアンス研修「職務上請求書」」の収録を行い、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに登載した。

また、「行政書士マニュアル」の見直しを行い、会員サイトに掲載し単位会へ周知した。

(3) FATF第4次対日相互審査への対応

政府からの要請により、犯罪収益移転防止法に基づく行政書士の業務に関する実態調査を行った。また、FATF審査員による相互審査トレーニングに出席し、オンサイト審査への対応を図った。

(4) 東京都戸籍住民基本台帳事務協議会との連携

平成30年11月6日に東京都戸籍住民基本台帳事務協議会と東京都行政書士会が実施した意見交換会に出席し、情報の共有及び連絡を行った。

2 法教育の推進

(1) 「中部地方協議会法教育担当者会議」の開催

平成30年12月19日に石川県金沢市において開催するとともに石川県行政書士会が高校生向けに実施した「法教育」の現場視察を行い、「月刊日本行政」H31.3月号(No.556)にて結果を報告した。

(2) 「北海道地方協議会法教育担当者会議」の開催

平成31年3月11日に北海道札幌市において開催するとともに北海道行政書士会が高校生向けに実施した「法教育」の現場視察を行い、「月刊日本行政」R1.6月号(No.559)にて結果を報告すべく調整した。

(3) 単位会における法教育事業への取組み・推進状況等についてのアンケートを実施し、法教育事業への取組み状況の確認を行った。

3 行政書士実態調査の実施

行政書士実態調査を実施した。平成30年度は政府からFATF第4次対日相互審査の対応が求められ、犯罪収益移転防止法に基づく行政書士の業務に関する項目を加えて調査を行った。結果については、「月刊日本行政」H30.10月号(No.551)にて報告するとともに、別途単位会毎の集計結果のデータを作成し、各単位会へそれぞれ配付した。

4 諸会議の開催

(1) 定時総会

平成30年6月21・22日にシェラトン都ホテル東京（東京都港区）において役員等74名、代議員236名の合計310名の出席のもと、定時総会を開催した。

(2) 理事会

平成30年4月18・19日、7月18・19日、11月14・15日、平成31年1月17日に理事会を開催した。

(3) 正副会長会

平成30年4月17日、5月9日、6月6日、6月19日、7月17日、8月8日、9月5日、10月3日、10月24日、11月13日、12月5日、12月20日、平成31年1月16日、2月6日、3月6日、3月27日に正副会長会を開催した。

(4) 常任理事会

平成30年4月17・18日、5月9・10日、6月6・7日、6月20日、7月17・18・19日、8月8・9日、9月5・6日、9月20日、10月3・4日、10月24・25日、11月13・14日、12月5・6日、12月20・21日、平成31年1月17日、2月6・7日、3月6・7日、3月27・28日に常任理事会を開催した。

(5) 会長会

平成30年9月20日に、ホテル日航奈良（奈良県奈良市）において会長会を開催した。「新規業務開拓への取組みについて」、「所有者不明土地及び空き家対策への取組みについて」をテーマとし、情報共有・意見交換を行った。

(6) 全国総務部長会議

平成30年10月16・17日に、各単位会総務部事業における課題等について、情報共有・意見交換を行った。

(7) 相談役会

平成31年2月7日に、相談役会を開催し、本会事業に係る意見交換を行った。

5 顕彰（式典等）の実施

(1) 叙勲

平成30年4月29日に1名が受章され、平成30年5月11日に総務省主催の伝達式が挙行された。同日、本会主催の記念品贈呈式を開催した。

また、平成30年11月3日に1名が受章され、平成30年11月7日に総務省主催の伝達式が挙行された。同日、本会主催の記念品贈呈式を開催した。

(2) 黄綬褒章

平成30年4月29日に10名が受章され、平成30年5月15日に総務省主催の伝達式が挙行された。同日、本会主催の記念品贈呈式を開催した。

(3) 総務大臣表彰・会長表彰

平成30年6月21日に定時総会に先立ち、総務大臣表彰受賞者19名及び会長表彰受賞者461名に対し、表彰状授与式を挙行した。

6 新年賀詞交歓会の開催

平成31年1月18日にANAインターコンチネンタルホテル東京（東京都港区）において、国会議員・省庁関係者等の来賓及び役員・会員約800名の出席のもと、日政連と共同で開催した。

7 日行連と各地方協議会との連絡会の開催

平成30年9月から12月にかけて8地方協議会と連絡会を開催して、本会及び単位会の事業進捗状況や諸問題について情報共有と意見交換を行った。各単位会からの意見・要望等については必要に応じて令和元年度事業計画に反映させるべく、関係各部・委員会への申し送りを行った。

8 単位会相互の地域的連絡調整の促進

単位会における新規事業開拓等の促進対応として、地方協議会に交付金を支給した。

9 他の部の所管に属さない事項への対応

- (1) 本会における暴力団対策活動の今後の方策への参考とするため、平成30年8月22日に（公社）暴力団追放運動推進都民センター主催の「暴力団排除セミナー」及び「意見交換会」に参加した。
- (2) 対応チームを組み、東京都目黒区に保有していた行政書士会館の日行連保有分を、東京都行政書士会に平成30年8月1日付で譲渡した。
- (3) BCP（事業継続計画）の策定について検討を行った。
- (4) 各関係機関への対応も含めた会員からの苦情処理等を行った。

【経理部】

1 予算・決算の適正管理

- (1) 予算・決算の適正管理に努めた。
- (2) 監査での指摘を踏まえ、経理業務の見直しを行った。
- (3) 緊急時や少額の支払いの際、柔軟な対応を可能とするべく、経理規則の改正を行った。

2 賃借物件（東京都港区・虎ノ門タワーズオフィス）の適正管理

費用の適正管理に努めた。

【広報部】

1 広報活動の推進

広報部事業に関する案件やより効果的な広報活動について検討し、以下のとおり実施した。

2 月刊日本行政の発行

- (1) 会員に対し有益な情報を迅速に提供することを基本方針とし、各種業務記事、本会の情報、各単位会の取組事例等を中心に誌面を編集した。会長による連載記事の継続、各役員による事業報告や今後の展望など、積極的に発信した。また、省庁関係者に寄稿を依頼し、各種制度改正等に係る情報の充実を図った。一般向けの行政書士業務紹介記事やコラム等も掲載し、より身近で実用的な行政書士の広報誌を目指して制作し、会員各位や国会議員及び関係機関等へ月平均44ページ、49,000部を発行した。
- (2) 「月刊日本行政」の発行にあたっては、（一財）日本宝くじ協会より助成金を受けていることから、H30.4月号（No.545）からH31.3月号（No.556）まで、「この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。」の文言を掲載した。
- (3) 返送分宛名調査について、より効率的な運用を図るため会員管理システムの一部改修が必要となることから、令和元年度実施に向けて検討した。

3 行政書士制度PRポスターの作成

- (1) タレントの小芝風花さんをモデルに起用して行政書士制度PRのためのポスターを作成し、各単位会や関係機関等へ配付した。
- (2) ポスターモデルの小芝風花さんとユキマサくんによる行政書士制度PR動画を作成し、ホームページ上において期間限定で公開した。また、会長との対談を企画・実施し「月刊日本行政」H30.10月号(No. 551)に記事を掲載した。

4 行政書士制度PR事業

- (1) 平成30年10月1日から10月31日までの間を「行政書士制度広報月間」とし、総務省の後援を得て全国一斉の広報活動を実施した。これに先立ち、各単位会に宛て「平成30年度行政書士制度広報月間の実施について」(平成30年8月2日付・日行連発第476号)を発信するとともに、報道機関等約130社への報道リリースの送付並びにプレスリリース代行会社を利用しての情報配信を行った。
- (2) 定時総会懇親会及び新年賀詞交歓会において、ユキマサくんを登場させ、会場を盛り上げた。
- (3) 最寄駅(東京メトロ日比谷線:神谷町駅)構内において、行政書士制度をPRする看板を継続して設置した。また、看板の内容について見直しを検討した。
- (4) 広報月間事業として、単位会が行う無料相談会等のイベントや法教育の現場で活用してもらうべく、ユキマサくんのジャポニカ学習帳を作成し、各単位会へ配付した。
- (5) 行政書士記念日事業として、年間を通じた掲示による広報効果を狙いとしたユキマサくんのカレンダーポスターを作成し、各単位会、会員を始め、新年賀詞交歓会においては来賓、関係機関等に配付した。
- (6) ユキマサくんイラストの利活用の幅を広げるため、高齢者支援をモチーフとした新規イラストを作成した。

5 インターネットによる広報活動

- (1) サイト構成の整理、コンテンツ内容の充実、セキュリティ強化、管理画面の操作性向上等を目的とし、会員からの意見も取り入れつつ、本会ホームページ及び会員サイトの改修を進めた。
- (2) 行政書士制度広報月間、行政書士記念日、セミナーの開催等、本会ホームページに専用のビルボードを作成・掲載し、一般向けに事業推進に係る周知を図った。
- (3) FacebookやTwitterなど各種SNSツールを活用し、行政書士制度PRのための情報配信に努めた。

6 全国広報担当者会議の開催

- (1) 平成30年7月25・26日に全国広報担当者会議を開催した。効率的かつ効果的な広報活動の推進を図るため、情報提供や具体的な活動事例を交えた意見交換等を行った。また、会議の内容について、「月刊日本行政」H30.10月号(No. 551)に報告記事を掲載した。

【法規監察部】

1 行政書士法を含む諸法規の調査研究及び指導

- (1) 単位会からの下記照会等について、会長より諮問を受け、答申には至らなかったものの、調査研究を行った。引き続き令和元年度においても検討のうえ、答申を行うこととしている。
 - ①政治資金収支報告書の作成が行政書士の専管業務であるか否かについて(滋賀県行政書士会)
- (2) 各部・委員会からの下記検討依頼等について、会長より諮問を受け、調査研究のうえ、答申した。

- ①補助者が行う封印取付け作業に係る疑義について（許認可業務部（山口県行政書士会））
- ②補助者が職務上請求時に求められる本人確認への対応について（総務部（富山県行政書士会））
- ③埼玉会要望に関連する申取研修の受講者名簿等に係る取扱いについて（中央研修所）
- ④遺産分割協議書作成後の預貯金解約に係る疑義について（法務業務部（福島県行政書士会））
- ⑤業務に関する紹介料の授受に関する法規的照会について（総務部（福岡県行政書士会））
- ⑥行政書士電子証明書の発行及び失効等に関する規則の改正案について（電子申請推進委員会）
- ⑦申請取次行政書士の届け出に関する審査基準及び準則改正案について（申請取次行政書士管理委員会）
- ⑧会員管理システムに係る保守基本契約書、覚書及び秘密保持契約書について（登録委員会）
- ⑨制度調査委員会規則の廃止及び制度調査室規則（制定案）について（総務部、行政書士制度調査委員会）
- ⑩大規模災害等の対策に関する規則案について（総務部）
- ⑪日本行政書士会連合会会則の一部改正案について（総務部）
- ⑫役員選任規則の一部改正案について（総務部）
- ⑬元号表記の改正に関する規則案について（総務部）
- ⑭徽章等規則の一部改正案について（総務部）
- ⑮行政書士による遺産分割協議書作成及びそれに基づく預貯金の払い出し行為が弁護士法違反にあたるか否かについて（法務業務部（山口県行政書士会））

なお、上記⑮に関しては、単位会及び会員の参考となる部分も多いことから、平成29年度の単位会照会に基づく「月刊日本行政」H30.7月号（No. 548）の特集記事の関連記事として、「月刊日本行政」R1.6月号（No. 559）にて報告する予定で調整した。

また、答申には至らなかったものの、下記照会等についても会長より諮問を受け、調査研究を行った。引き続き令和元年度においても検討のうえ、答申を行うこととしている。

- ⑯職務上請求書に記入する際の職印の押印方法等について（総務部（北海道行政書士会））
- ⑰IT導入補助金の交付申請書をIT導入支援事業者が申請者と共同して作成することが行政書士法違反にあたるか否かについて（国際・企業経営業務部（神奈川県行政書士会））
- ⑱電子定款作成代理業務におけるマイナンバーカード電子証明書をを用いた電子署名について（電子申請推進委員会（熊本県行政書士会））
- ⑲自賠償保険の請求業務について（法務業務部（栃木県行政書士会））
- ⑳使用人行政書士が出張封印を行うことについて（許認可業務部（福島県行政書士会））

2 関係法規集等の改訂作業及びホームページ上の法規集の管理

会則等の改正に係る法規集の編集作業を行い、各役員、単位会及び関係団体等へ配付した。また、本会ホームページに掲載している関係法令について随時更新を行った。

3 行政書士関係法令先例総覧等の改訂

平成28年11月末以降の照会回答案件等に関する情報を追加するなど、行政書士関係法令先例総覧CD-ROMの改訂作業を行い、各単位会宛てに配付した。あわせて、単位会照会に対する本会回答事例を「月刊日本行政」に掲載し、会員及び各単位会に周知した。

4 各単位会に対する監察活動の支援

「平成30年度行政書士制度広報月間の実施について」（平成30年8月2日付・日行連発第476号）

において、各単位会の実情に応じた監察活動の実施を依頼するとともに、重点活動項目として、農地法関係業務に関する調査を奨励した。

また、単位会における法規監察活動の現状把握と支援を行うために実施を目指している全国法規監察担当者会議が予算上の問題等から近年実施できていないことへの対応として、通常、本学会議室で行っている法規監察部会を、四国地方協議会の協力を得て、徳島県行政書士会会議室において「移動法規監察部会」として開催した。

5 行政書士制度違反行為の防止

単位会等からの照会等について、会長より諮問を受け、調査研究のうえ、回答した。また、行政書士法違反が疑われる業者に対して警告書を発信するなど対応を行った。

【許認可業務部】

1 行政書士の許認可業務に関する調査研究

各種許認可申請における行政書士業務について、部門毎に関係する省庁や機関に対して情報収集や折衝を行い、また単位会を通じ各地域の現状を調査し、許認可申請における課題の洗い出しを行うとともに問題の改善に努めた。

<運輸交通部門>

1 関係業務の開発及び法令等の調査研究

- (1) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、一般貸切旅客自動車運送業の許可申請について解説した「一般貸切旅客自動車運送事業新規許可申請について」及び国土交通省のOSSポータルサイトでの申請方法を映像とテキストで解説した「OSSポータルサイトでの申請について」を作成し、中央研修所研修サイトに登載した。
- (2) 丁種封印に関する国土交通省自動車局長通達（平成29年2月28日付・国自情第242号）及び自動車情報課長通達（平成29年2月28日付・国自情第243号）の見直しについて国土交通省と協議を行い、平成30年8月28日付で行政書士の再々委託を認める改正通達（国自情第125号、129号）が発信された。これに伴い、単位会に示している封印取付け業務の受託に係る準則等の見直しを行い各単位会宛てに通知するとともに、各単位会の規則改正状況についても情報収集に努めた。
- (3) タカタ製エアバッグ未回収車の継続検査OSS申請に係る注意喚起や相続に係る登録申請時の戸籍謄本等の原本返却、自動車検査証の二次元コードの追加、保管場所証明申請等の適正な取り扱いに係る警察庁通達等、自動車関係業務に関連した情報について、各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (4) 国土交通省に設置された自動車検査証の電子化に関する検討会において、第3回より本会も委員として参加して意見を述べるとともに、12月に実施された中間とりまとめに関するパブリックコメントにおいて、国民や行政書士が排除されることのないように要望するとともに、電子化が関係者にとって過度な負担を強いるものとならないよう、導入コストの削減等に関する意見を提出した。

2 電子申請に係る具体的対応

- (1) 国土交通省によるOSSの全国展開について、対象地域/対象手続が拡大していくことを受けて、

引き続き「OSSを代理する行政書士」のイメージを自動車ユーザーである国民により一層浸透させる必要があるとして、平成25年度に開始した「日行連自動車登録OSSセンター支所」看板の有償配付を継続し、全国から申込みのあった自動車登録業務及び車庫証明業務に精通している行政書士事務所に送付した（平成31年3月31日現在925名）。また、名簿の公開を希望する看板設置会員については名簿を会員サイトで公開するとともに、封印業務の丁種会員情報の記載についても検討を行った。

- (2) OSS手続においては、申請後委任状等の原本を支局に提出しなければ審査が開始されないが、行政書士によるOSS申請の負担軽減のため、国土交通省とOSS申請者負担軽減に向けた検討会を立ち上げ、OSSシステムの改修へ向けた協議を行った。
- (3) 軽自動車OSSの開始へ向けて、軽自動車検査協会から提供を受けた事前準備資料等やポスターを各単位会に送付したが、12月に軽自動車OSSの稼働時期の延期が決まったため、資料等の公開の取りやめを依頼した。
- (4) 国土交通省から、2020年度のMOTAS及びOSSの改修に伴う要望調査の依頼があり、各単位会からの要望事項を取りまとめ、国土交通省に回答した。

3 関係省庁及び関係団体等との連携強化、情報収集

- (1) 国土交通省自動車局自動車情報課、警察庁交通局交通規制課を訪問し、自動車登録関係業務について意見交換を行い、良好な関係の維持に努めるとともに、行政書士の活用を求めた。
- (2) (一社)日本自動車販売協会連合会創立60周年祝賀パーティーや(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車整備振興会連合会の総会懇親会へ出席した。
- (3) 軽自動車OSSの継続検査の手続について、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本自動車整備振興会連合会、(一社)全国軽自動車協会連合会の3団体を行政書士法第19条ただし書における適用除外とする方向で進んでいることを受けて、(一社)全国軽自動車協会連合会と確認書を締結するとともに、既に確認書を締結している2団体には行政書士法の遵守徹底にかかる周知を依頼することとした。
- (4) 平成29年から運用が開始された貸切バスの更新制について、国土交通省旅客課と打合せを行った。

<建設・環境部門>

1 関係省庁及び関係団体等との連携強化、情報収集

- (1) 国土交通省「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会ワーキンググループ」に出席した。
- (2) 国土交通省「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会」を傍聴し、建設産業全体をめぐる諸課題とそれらへの対応の方向性について情報収集を行った。また、中央建設業審議会総会を傍聴し、今後の対応の指針となる情報の収集を行った。
- (3) エコアクション21の審査員試験の受験資格として、「行政書士」が新たに追加されたことを受けて、各単位会宛てに周知を行った。
- (4) 国土交通省土地・建設産業局建設業課と建設業許可の電子化・簡素化や経営業務管理責任者の要件緩和や廃止等をテーマとする意見交換を実施した。今後も継続して意見交換を実施し、連携を強化していくことを確認した。
- (5) 国土交通省大臣官房地方課より、「平成31・32年度入札参加資格審査申請のインターネット

元受付テストラン」のモニターについての参加要請を受け、各単位会宛てにテストラン参加モニター会員の募集を行った。

- (6) 国土交通省土地・建設産業局より「適正な価格による工事発注について」の周知依頼があったことを受け、各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (7) 環境省から高濃度PCB使用安定器の早期処理の徹底に係る周知依頼があり、各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (8) 全国建設労働組合総連合（全建総連）と社会保険加入、建設業法の改正、キャリアアップシステム等について意見交換を実施した。
- (9) (一財)建設業振興基金と「建設キャリアアップシステム」をテーマとする情報交換を実施するとともに、建設キャリアアップシステムに係る振興基金からの講師派遣や行政書士が行うキャリアアップシステムへの情報登録申請に関する情報を各単位会宛てに周知した。
- (10) (一財)建設業情報管理センター（CIIC）との業務提携について検討し、協定書を締結した。
- (11) (株)ワイズ及びワイズ公共データシステム（株）との業務提携契約に基づいて、会員サイトにおいて、行政書士事件簿作成システムの無償提供を開始した。

2 新規業務獲得等に向けた実務研究の推進

- (1) 建設関連業務に精通している実務会員の協力により、重要判例、行政庁の回答、処分事例や実務の現場等を多数紹介し、手続のみならず建設業全体の理解を深めるための参考書として「建設業法と建設業許可～行政書士による実務と解説～」(出版：日本評論社)を編集・発行した。
- (2) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、平成31年4月から本運用が開始される建設キャリアアップシステムについて解説した「建設キャリアアップシステムについて」及び公共土木工事の事務手順の流れについて解説した「公共土木工事の事務手順について」を作成し、中央研修所研修サイトに掲載した。

<社労税務・生活衛生部門>

1 関係省庁及び関係団体等との連携強化、情報収集

- (1) 東京国税局よりe-Taxの利用手続の簡便化に係る周知依頼、厚生労働省医政局医療経営支援課より医療法人制度改革セミナーの周知依頼があり、各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。また、「新たな住宅セーフティネット制度」におけるセーフティネット住宅の登録申請手続の簡素化について、各単位会宛てに周知した。
- (2) 総務省より、消費税の軽減税率制度の周知協力及び各単位会の説明会の開催状況等についてのアンケート調査への協力依頼があったことから、各単位会の状況を確認したうえで、総務省へ報告した。
- (3) 観光庁を訪問し住宅宿泊事業法にかかる現状等について意見交換を行うとともに、電子申請システム上での行政書士の代理申請のためのシステム改修等を要望した。
- (4) 京都府行政書士会が京都市から受託している住宅宿泊事業の受付窓口を視察するとともに、京都市の担当者と意見交換を行い、住宅宿泊事業の現場の状況について情報収集を行った。

2 社労税務・生活衛生関係業務の実務研究

- (1) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、住宅宿泊事業法の申

請手続の概要や京都府行政書士会が受託している住宅宿泊事業受付業務に関連して窓口から行政書士に期待されていること等について解説した「住宅宿泊事業法の申請手続の現状等について」を作成し、中央研修所研修サイトに登載した。

3 経過措置会員による社労業務の円滑推進

- (1) 社労業務取扱証明書の発行について、「月刊日本行政」H30.9月号（No.550）で周知し、希望会員に対して証明書を発行、各単位会を通じて配付した。

<農地・土地利用部門>

1 関係省庁及び関係団体との連携強化、情報収集

- (1) 国土交通省土地・建設産業局企画課より周知の依頼があり、「国土利用計画法に基づく事後届出制度」の周知依頼があり、各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (2) 林野庁より、改正森林法（平成24年4月1日施行）に基づく「森林の土地の所有者となった旨の届出制度」について周知依頼があり、各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (3) 各単位会に対して中山間地域直接支払制度に関するアンケート調査を実施するとともに、農林水産省中山間地域室と打合せを行い、アンケートの結果について情報共有を行った。
- (4) 国土交通省土地・建設産業局から、所有者不明土地問題に係る対応のため、地方整備局ごとのブロック単位の関係団体等で設置する連携支援協議会への参加・協力依頼があり、各単位会宛てに協力依頼文書を発信した。
- (5) 農林水産省農地政策課より周知依頼があり、改正農業経営基盤強化促進法等の施行に伴う各農業委員会等への説明会について、各単位会宛てに説明会のスケジュールを周知するとともに対応を依頼した。また、同課が執筆した「所有者不明農地の利活用について～平成30年農業経営基盤強化促進法等の改正の概要～」と題した記事を「月刊日本行政」H31.4月号（No.557）に掲載すべく調整した。
- (6) 農林水産省の関係部署と①農業委員会中立委員への行政書士登用、②中山間地域等直接支払制度に関する今後の見込みと行政書士会の取組み、③六次産業化の今後の展望と課題、④所有者不明土地問題に関する農地中間管理機構における事業展開、⑤農水省における手続のオンライン化、⑥規制改革に関する第4次答申に基づく転用期待の抑制、農地転用許可要件等、⑦農地法改正により創設された農作物栽培高度化施設設置届、⑧非農地通知制度をテーマとする意見交換を行った。
- (7) 規制改革委員会からの依頼を受け、①農地法転用許可申請時に添付する資金証明書について、②第二種農地に対する農地法転用許可申請時に要求される代替地検討について、と題する規制改革に関する提案をそれぞれ取りまとめ回答した。

2 農地・土地利用関係業務の実務研究

- (1) 全国8ヵ所の地域から農業委員会の中立委員として任命されている行政書士を集めて意見交換会を開催した。意見交換には農林水産省農地政策課、全国農業会議所の担当者もオブザーバーとして出席したほか、全国農業新聞に記事が掲載された。また、「月刊日本行政」H31.4月号（No.557）に開催報告を掲載すべく調整した。

- (2) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、開発許可申請の実務、特に図面作成や各種計算を行ううえでの留意点などを解説した「都市計画法に基づく開発許可申請業務について（実務編）」を作成し、中央研修所研修サイトに登載した。

【法務業務部】

<権利義務・事実証明部門>

1 所管業務についての研究

(1) 行テラス

- ①行政書士が行政手続の円滑化の推進と適正手続の保障に寄与するとともに、行政と国民との架け橋として、国民のくらしと事業における権利擁護、権利の実現、権利利益の救済に関する支援と利便の促進を図るための機関として行テラスを設置することから、平成31年2月22日から各単位会で「行テラス®」事業を開始した。

(2) 民法改正

- ①ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツ「相続法改正について」を収録し、中央研修所研修サイトに登載した。
- ②遺言制度の改正に関し、日本公証人連合会を訪問し、連携を図った。
- ③遺言リーフレットを作成し、各単位会に配付した。

(3) 空き家問題

- ①国土交通省の「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」への応募を各単位会に呼びかけ、京都府行政書士会及び熊本市（熊本県行政書士会協力）が採択された。
- ②国土交通省住宅局長を訪問し、空き家等所有者特定業務における行政書士の業務について説明を行った。
- ③「月刊日本行政」H31.1月号（No. 554）に「空き家相続人調査事業の取組報告について」（京都府行政書士会）を掲載した。
- ④行政書士が行いうる空き家対策に関する業務について研究を行った。

(4) 所有者不明土地問題

- ①所有者不明土地問題に関する要望を関係議員・省庁に説明し理解をいただいた。
- ②自由民主党の所有者不明土地等に関する特命委員会に關係団体として参加し、問題解決のため、行政書士としてどのような役割が果たせるのか、所見を述べた。
- ③日本不動産学会の2018年度春季全国大会シンポジウムにコメンテーターとして登壇し、行政書士として実務的観点から所見を述べた。

(5) その他

- ①ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツ「行政書士の職業倫理」を収録し、中央研修所研修サイトに登載した。
- ②「公証人法施行規則の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントに意見書を提出した。
- ③「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントに意見書を提出した。

④行政書士が行いうる相談業務の範囲について研究を行った。

<法務事務・成年後見部門>

1 高齢社会に対応した成年後見制度及びその周辺制度の調査研究

- (1) 高齢者支援キャッチコピーの全8,590件の応募作品を審査し、「人生100年あなたに寄り添う行政書士」を採用した。
- (2) 各単位会及び関係団体にアンケートを行い、行政書士の成年後見受任件数を調査した結果をもとに、成年後見データブックを作成した。
- (3) 高齢者支援パンフレットを作成し、各単位会に配付した。
- (4) 厚生労働省の成年後見制度利用促進専門家会議に傍聴出席した。
- (5) ゆうちょ銀行主催のセミナーメニューへの掲載準備として、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツ「ゆうちょ銀行本社主催 エンディングノート活用セミナー」を収録し、中央研修所研修サイトに掲載した。
- (6) ゆうちょ銀行を訪問し、各単位会と各エリアにおける無料相談会の実施等の連携について協議した。

【国際・企業経營業務部】

<国際部門>

1 国際業務に関する調査研究

- (1) 平成30年12月に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）により、在留資格に係るオンライン申請、新たな外国人材受入れ制度が平成31年4月から順次開始されることに伴い、次の取組みを行った。
 - ①本会の提言をまとめるにあたり、外国人登録の多い都道府県及び外国人のADRに取り組んでいる単位会を対象にアンケートを実施した。
 - ②同アンケートを基に、法務省入国管理局に対し行政書士活用のための要望・意見交換を行った。
 - ③改正入管法の施行に伴う関係政令の整備に関するパブリックコメントに対し、登録支援機関の職員が申請代理人となることについて反対する意見書を提出した。
 - ④オンライン申請に係る出入国難民認定法施行規則の一部を改正する省令案へのパブリックコメントに対し、行政書士の活用及び申請率向上のための意見書を提出した。
 - ⑤パブリックコメントを経て登録支援機関の職員による申請取次が可能となる動きについて、これに反対する会長声明を公表した。
 - ⑥登録支援機関の職員による報酬を受けての申請書類等の作成は、行政書士法に抵触する旨の注意喚起の会長声明を公表した。また、運用にあたり行政書士法に留意するよう出入国在留管理庁長官宛てに申入書を提出すべく調整を行った。
- (2) (独) 日本貿易振興機構 (JETRO) からの要請を受け、国際化促進インターンシップ事業へ委員派遣を行った。また、同機構「新輸出大国コンソーシアム」に引き続き参画し、各単位会へ「高度外国人材の採用・定着」エキスパート支援サービスへの協力依頼を行った。
- (3) 「外国人技能実習制度に関するセミナー」を企画・開催し、当日の様子をライブ配信するとと

もにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツを作成し、中央研修所研修サイトに登載した。

- (4) (公財) 海外日系人協会からの要請を受け、関係単位会の協力を得て、「在日日系人のための生活相談員セミナー」の無料相談会に対応した。
- (5) 国際業務に関するQ&A記事を「月刊日本行政」H31.2月号 (No. 555)、H31.3月号 (No. 556) に掲載した。また、業務研究の一環として「新たな外国人材受入れに向けた出入国在留管理庁の新設について」と題した記事を「月刊日本行政」R1.5月号 (No. 558) に掲載すべく調整した。

<知的財産部門>

1 知的財産業務に関する調査研究

- (1) 著作権法改正の動向や知財分野に関する施策の展開状況等を調査するため、文化庁文化審議会著作権分科会や内閣府知的財産戦略本部関連会議、農林水産省の説明会等に出席し、情報収集を行った。
- (2) 不正商品対策協議会 (ACA) の「ほんと？ホント！フェア」に協力し、知的財産の保護及び不正商品の排除に向けた普及啓発と共に、行政書士業務に関する広報活動を行った。
- (3) 「知的財産推進計画2019」や「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」、「農業分野におけるデータ契約ガイドライン案」等に関するパブリックコメントについて、意見書を提出した。

2 著作権相談員制度の維持拡大に関する対応

- (1) 各単位会が実施する著作権相談員の養成を目的とした著作権相談員養成研修に対応するため、基本方針及び効果測定問題を整理し各単位会に送付した。
- (2) 著作権相談員名簿を集約し、各関連団体 (文化庁、(公社) 著作権情報センター (CRIC)、(一財) ソフトウェア情報センター (SOFTIC)) へ提出した。あわせて、新規著作権相談員に対し、著作権相談員カードを発行した。
- (3) 知財関連の法改正情報を会員に提供すべく、平成30年改正の著作権法や不正競争防止法等に関する解説記事を「月刊日本行政」H30.10月号 (No. 551)、H30.11月号 (No. 552) に掲載した。
- (4) 知財業務に携わる会員の裾野を拓げるべく「知的資産業務一覧」「知的資産契約マニュアル」「知的資産業務Q&A」の3冊子を改訂し、PDFデータとして、会員サイトに掲載した。
- (5) 文化庁委託事業「著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業」に協力した。平成30年度も引き続き当該実証事業における文化庁への裁定申請に係る業務を受託し、裁定申請の利用円滑化の実現に向けた課題整理や当該業務に関する研究を行った。
- (6) 内閣府施策「知財創造教育推進コンソーシアム」に委員派遣を行い、意見発信を行った。また、各単位会より著作権教育に関する教材や教育メニューを収集し、収集した教材は内閣府ホームページで公開された。
- (7) 著作権教育分野での取組みを促進するため、(大) 山口大学、(一社) コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) との三者協定締結への事前調整を行った。
- (8) 知財業務に携わる会員の裾野を拓げるべく、「地理的表示 (GI) 保護制度について」をテーマにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツを作成し、中央研修所研修サイトに登載した。

<企業支援部門>

1 中小企業支援（知的資産経営支援業務）等の調査研究

- (1) 中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会等を傍聴し、情報収集を行った。
- (2) (一社)クラウド活用・地域ICT投資促進協議会や(株)日本政策金融公庫等の関連団体と連携し、関連セミナーの周知等を行った。
- (3) ソーシャルビジネスと行政書士業務の親和性に着目し、当該業務の推進を図るべく、チラシを作成し、PDFデータを会員サイトに掲載した。
- (4) 非常に幅の広い行政書士の企業支援業務のマインドを実務会員より学ぶべく、「実務会員の理念・事例から学ぶ企業支援の在り方」をテーマにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツを作成し、中央研修所研修サイトに掲載した。

【登録委員会】

1 行政書士登録事務及び行政書士法人届出事務に関する調査研究・指導

- (1) 必要に応じて法令、会則、規則及び事務処理要領の適用や他士業の事例等を調査研究し、滞りなく統一的な登録事務がなされるよう、各単位会に対し指導及び協力要請を行った。
- (2) 特定行政書士法定研修修了者について、行政書士名簿に特定行政書士である旨の付記を行い、あわせて新たな行政書士証票の発行対応を図った。
- (3) 総務省行政評価局より、申請者負担の軽減の観点から申請手続簡素化を目的とした勧告がなされたことから、申請書に添付を求めてきた「戸籍抄本」の提出を原則不要とする会則の一部改正を行い、実施した。
- (4) 内閣府の方針により、行政書士法上の欠格事由から成年被後見人等が除外される見込みとなったことから、これに向けた協議を行った。
- (5) 行政書士証票に関する規則について、行政書士証票の写真の変化に対応した再交付申請の新設や行政書士証票における職名の表記に関する規定の整備を図る改正に向け対応を図った。
- (6) 会員管理システムについて、機能向上を目指した改修や改元に向けた対応を図った。

2 登録申請書類の審査

- (1) 全体委員会を3回、小委員会（審査）を21回開催し、各申請書類の審査を厳格適正に行った。審査・処理件数は次のとおりである。

| 平成30年度 | | (参考) 平成29年度 | |
|------------|--------|----------------|--------|
| ・新規登録 | 2,672件 | ・新規登録 | 2,385件 |
| 法第2条第1号該当： | 1,977件 | 法第2条第1号該当： | 1,671件 |
| 第2号該当： | 8件 | 第2号該当： | 10件 |
| 第3号該当： | 3件 | 第3号該当： | 3件 |
| 第4号該当： | 33件 | 第4号該当： | 24件 |
| 第5号該当： | 282件 | 第5号該当： | 303件 |
| 第6号該当： | 369件 | 第6号該当： | 374件 |
| ・変更登録 | 3,442件 | ・変更登録 | 3,225件 |

| | | | |
|---------------|--------|---------------|--------|
| ・登録抹消 | 1,686件 | ・登録抹消 | 1,675件 |
| 廃業 : | 1,399件 | 廃業 : | 1,374件 |
| 死亡 : | 278件 | 死亡 : | 288件 |
| 法第2条の2第2号該当 : | 1件 | 法第2条の2第2号該当 : | 2件 |
| 法第2条の2第3号該当 : | 0件 | 法第2条の2第3号該当 : | 3件 |
| 法第2条の2第4号該当 : | 5件 | 法第2条の2第4号該当 : | 2件 |
| 法第2条の2第5号該当 : | 0件 | 法第2条の2第5号該当 : | 0件 |
| 法第2条の2第7号該当 : | 1件 | 法第2条の2第7号該当 : | 1件 |
| 法第2条の2第8号該当 : | 1件 | 法第2条の2第8号該当 : | 4件 |
| 法第7条第2項該当 : | 1件 | 法第7条第2項該当 : | 1件 |
| 行政書士法人の成立届 | 57件 | 行政書士法人の成立届 | 73件 |
| " 変更届 | 276件 | " 変更届 | 233件 |
| " 合併届 | 0件 | " 合併届 | 1件 |
| " 入会届 | 26件 | " 入会届 | 30件 |
| " 退会届 | 10件 | " 退会届 | 10件 |
| " 解散届 | 17件 | " 解散届 | 15件 |
| " 清算終了届 | 7件 | " 清算終了届 | 9件 |

(2) 登録の適格性や申請内容に疑義のあるものについては、当該申請者に対し、経由単位会を通じて登録資格（行政書士法第2条第二号～第六号該当者）や業務形態（会則第61条に係る事項）等についての具体的事実の確認を行うとともに、単位会長の意見等も踏まえて公正な審査に努めた。

【申請取次行政書士管理委員会】

1 出入国管理手続の公正かつ円滑な実施への対応

- (1) 出入国管理及び難民認定法等に関する運用実態について把握に努めた。また、法務省入国管理局入国在留課と、入管法施行規則に関する解釈等についての協議を行う等、連携強化を図ったほか委員会案件等課題事項の共有を促進した。
- (2) 平成30年12月18日に技能実習生をとりまく現状に鑑み、中央研修所、国際・企業経営業務部と共同して「外国人技能実習制度に関するセミナー」を企画、開催した。

2 委員会規則に係る調査及び対応

- (1) 「申請取次行政書士の届出に関する審査基準」及び「申請取次行政書士管理委員会規則（準則）」について、法務省入国管理局入国在留課との論点整理・意見交換等を重ねたうえで、各単位会へ改正内容を周知する文書を発信した。
- (2) 「申請取次行政書士の届出に関する審査基準及び申請取次行政書士の届出にかかる処分に対する異議申立手続規則」に基づく、会員からの異議申立案件について対応した。

3 申請取次制度の普及と充実

- (1) 中央研修所と連携し、入管業務を適正に行うため申請取次事務研修会（計4回）及び申請取次実務研修会（計8回）を開催した。

(2) 会員サイトに掲載している入国・在留審査要領を更新し、会員に対する申請取次業務の利便に供した。

(3) 申請取次行政書士による適正業務の推進を徹底するため、研修内容の充実を図るとともに、会員が講義内容をより深く理解できるよう、引き続きテキスト及び効果測定問題の充実化を図った。

4 各地方入国管理局への訪問、申請取次行政書士管理委員会責任者会議の開催検討

(1) 福岡、広島、名古屋、大阪での各研修会開催時において、管轄の法務省地方入国管理局を訪問し、入管行政の現況等について意見交換を行った。

(2) 各研修会開催にあわせて、各単位会の責任者を招へいし、申請取次行政書士管理委員会責任者会議を地方協議会毎に開催した。主に「申請取次行政書士の届出に関する審査基準」、「申請取次行政書士管理委員会規則（準則）」の改正に係る経緯・内容を共有したほか「新たな外国人材の受入れ制度」、「電子申請」及び「申請取次制度に係る諸問題等」について協議すると共に各単位会との意見交換を行い、情報共有・連携強化を図った。

5 申請取次行政書士管理委員会等（単位会）への助成

各単位会における申請取次行政書士管理委員会等の活動に向けた助成措置を行った。

【規制改革委員会】

1 規制改革等への対応

(1) 平成30年9月の「規制改革ホットライン」集中受付に際し、各単位会及び各部・委員会等の協力のもと、最終的な本会の意見として、「個人の建設業許可業者が法人成りする際、許可の空白期間を生じさせない取扱いの実現について」、「農地法転用許可申請時に添付する資金証明書について」の計2件について、内閣府規制改革推進室に意見書を提出した。

(2) 内閣府の規制改革推進会議の行政手続部会の専門委員である新潟大学法学部の田中良弘准教授を招へいし、政府における最近の規制改革・行政不服審査の動向等についてご講演いただいたうえ、意見交換を図り、情報収集に努めた。

【電子申請推進委員会】

1 電子証明書の発行・失効に係る管理・支援

会員が業務停止処分を受けた際に行政書士電子証明書を一時停止させることと規則上されていたが、本会の指定する民間認証事業者が一時停止に対応していないこと及び今後の対応も予定されていないことから、失効させる取り扱いに変更するため、行政書士電子証明書の発行及び失効等に係る規則の一部改正を行った。

2 電子代理業務及び行政書士電子証明書の普及促進活動

(1) 行政書士電子証明書の発行促進のため「月刊日本行政」H30.12月号（No.553）に「行政書士電子証明書の御案内」記事を掲載し、今後も定期的に掲載することとした。

(2) 電子委任状取扱事業者との意見交換を行った。

3 ICT関連情報の収集及び関係省庁・関係団体等との連携・セミナー等への参加

(1) (一社)行政情報システム研究所定時総会、電子認証局会議、デジタルガバメント関連セミナー

一等を通じ情報収集を行った。

- (2) デジタルガバメントの推進状況及び行政手続の構想における国と県の関係性を調査するため、地方の官民データ活用推進計画策定の事例として、滋賀県へヒアリングを行った。

【行政書士制度あり方検討委員会】

1 行政書士制度全般についての調査研究

会長からの諮問を受けて、「大規模災害対策のあり方に関する諮問について」検討を行い、都心南部直下地震（M7.3）が発生した場合の予想震度を参考とし、事務局体制を含めた本会の組織体制・組織運営のあり方を基軸として、本会が機能しなくなった場合の組織継続、登録情報のバックアップ等を含め、都心南部直下地震、東南海地震、南海地震等近い将来に予想される大規模災害について考究し、後述の答申にまとめるための方針を立てた。

2 行政書士制度の発展に資する組織体制・組織運営の調査研究

会長からの諮問を受けて、現行の日本行政書士会連合会大規模災害対策本部設置規則中の設置根拠規定に係る整理、本会が支援すべき災害規模の基準等の設定、本会として行う被災単位会・会員に対する支援の方法等を検討し、一定の定義・基準を仮定し当委員会で行きまとめた結果を「日本行政書士会連合会大規模災害等の対策に関する規則」（案）として作成したうえ、「大規模災害対策のあり方に関する諮問における答申について」として答申した。

【裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部】

1 ADR代理権の取得に向けた対応

ADR代理権の取得に向けた対応の方向性等について検討するため、法務省・総務省を訪問し、意見をいただきながら検討を進めた結果として、新たな提言書に取りまとめた。

2 日行連によるADR調停人養成のためのプログラムと効果測定の策定

- (1) 単位会が実施する養成研修にかかる負担軽減、調停人候補者の能力を向上・全国一定水準に保持するため、（公社）日本仲裁人協会のレビン小林久子関西支部顧問に資料をご提供いただき、助言を得ながら、調停スキルに関する研修プログラム資料を作成し、各単位会へ配付した。
- (2) 単位会で実施する効果測定の作問に利用いただくため、中央研修所研修サイトに登載している「ADRビデオ講座」18コマに係る効果測定問題・解答解説を会員サイトに掲載して各認証取得済単位会へ配付した。

3 単位会が実施する研修への講師派遣対応及びビデオ・オン・デマンド研修コンテンツの作成

- (1) 中央研修所と連携し、調停人候補者養成研修等の研修事業を支援・指導するため、単位会が実施する研修への講師派遣ニーズを調査した。ADR制度を会員に周知するだけでなく、調停技法が会員の相談業務にも役立つものであることを啓蒙するため、要望があった20単位会の中から9ヵ所を選定し、各単位会が実施する研修へ講師を派遣した。
- (2) 調停人候補者養成に係る単位会支援及び行政書士が行うADRに関する理解促進のため、中央研修所と連携して、平成31年1月、「模擬調停「愛護動物分野」」の収録を行い、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに登載した。
- (3) 会員等に広くADRのメリット等を周知する広報活動として、「月刊日本行政」H30. 4月号（No. 545）

「ADR認証取得済単位会課題検討協議会の開催報告」、H30.5月号（No. 546）「ADR調停人候補者実践セミナー（基礎編）の開催報告」、H30.6月号（No. 547）「行政書士ADRセンター静岡」が法務大臣認証を取得」、H30.12月号（No. 553）「行政書士ADRセンター福岡」法務大臣認証を取得」、H31.2月号（No. 555）「行政書士ADRセンター埼玉」が紛争取扱範囲を拡大 周辺1都6県の事件も取り扱えるようになりました！」を掲載し、H31.4月号（No. 557）に「長野県行政書士紛争解決センター」が法務大臣認証を取得」、R1.5月号（No. 558）に「ADRビデオ講座の御案内」を掲載する予定で調整した。

4 関係機関・団体との連携強化と情報分析

- （1）仲裁ADR法学会、（一財）日本ADR協会等のADR関係機関・学術団体が主催するシンポジウム等に参加し、情報収集等を行った。
- （2）法務省より、ADR法制の改善に関するヒアリングがあり、現場の状況を踏まえながら、本会としてADR法の見直しに係る意見を要望した。

5 認証申請単位会及び認証取得済単位会への支援

- （1）法務大臣の認証を取得した単位会の経済的負担を軽減し今後のADR事業推進を支援するための助成措置を予定したところ、平成30年度は福岡県行政書士会、長野県行政書士会が認証を取得したことから、当該措置を行った。
- （2）認証取得済単位会の対外的PR活動等を支援・推進した。平成30年度末時点で、法務大臣の認証を取得している単位会は、東京、愛知、京都、新潟、和歌山、岡山、神奈川、兵庫、埼玉、北海道、香川、山口、大阪、奈良、宮城、静岡、福岡、長野の18単位会となっている。
- （3）本会及び認証取得済単位会を対象としたADR業務過誤賠償責任保険の加入を継続し、一層の制度補完を図った。

【法改正推進本部】

1 行政書士法改正の推進及び制度維持への対応

- （1）法改正要望書に設けていた最重要項目の見直しを図り、「目的規定」、「監督」、「一人法人」を中心に推進することとした。
- （2）各党の議員連盟総会等において、日政連と連携して要望活動を行った。
- （3）各党が開催した政策懇談会等に出席し、「所有者不明土地問題」や「新たな外国人の受入れ」等において、行政書士のさらなる専門的知見の活用を要望した。
- （4）各党の議員連盟関係議員との会合を主催し、制度及び法改正の推進についての理解促進、並びに懇談に努めた。

【大規模災害対策本部】

1 大規模災害被災単位会の会務運営への支援協力・指導

- （1）立て続けに発生した大阪府北部地震、7月豪雨災害、北海道胆振東部地震に際し、政府の対応や各単位会の被害状況を情報収集するとともに、本会ホームページに会長声明を掲載したほか、罹災証明書の申請等を中心とした行政書士会・行政書士会員が行うことができる支援策を総務省に提示し、総務省からの被災者支援の協力依頼文書を各被災単位会へ発信するな

ど、情報の収集・整理に努めた。

- (2) 被災自治体及び被災者に対して各単位会が行った支援活動について、各単位会及び会員から支援金を募集して、各単位会が行った支援活動に応じて分配し、支援活動に掛かる金銭的負担を軽減し、支援した。

2 大規模災害等への対応

大規模災害発生時の災害情報を収集する中で、各単位会が自治体から依頼を受けて罹災証明書申請手続の受付業務支援を行う際に自治体ごとに申請様式が異なることが支障となっている問題を発見し、被災単位会への支援策の一つになり得ると考え、罹災証明書申請様式が異なることに係る実情や証明書発行支援活動の状況等を情報収集して問題の改善策を検討した。

【選挙管理委員会】

1 会長選挙の諸準備

令和元年度定時総会にて想定される会長選挙に向け、同選挙の円滑な実施を図るため、選挙立候補者向け要領の確認及び選挙期間中の選挙管理委員会ホームページの開設・管理（インターネットを活用した選挙運動への対応）や会長選挙の事前準備等を行い、令和元年度日行連会長選挙に係る各日程及び手続の分担等の編成を決定した。

【道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正反対特別委員会】

1 自動車保有関係手続に関する道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正に関する調査研究及び情報収集

- (1) 軽自動車OSSについて、平成31年1月からの開始が予定されていた継続検査及び9月から予定されていた新規検査について、国土交通省から行政書士法第19条の適用除外を求められたが、行政書士法施行規則第20条改正反対を掲げ、行政書士制度調査委員会と連携し、関係省庁と協議を行った。

その結果、軽自動車OSSの新規検査への参入は阻止したが、継続検査については、国土交通省との関係維持や国策として推進されている点などを熟慮し、これまで登録自動車の継続検査において適用除外とされていた（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）日本自動車整備振興会連合会に加え、（一社）全国軽自動車協会連合会を行政書士法第19条ただし書における適用除外とする方向で理事会に理解を求めるに至った。

- (2) 前記の協議の場を通じてOSSの利用促進に寄与すべく、許認可業務部と連携し、行政書士の利活用に関し、行政書士専用の丁種封印制度の拡張、行政書士法の遵守徹底を目的とした自動車関係団体との関係構築、行政書士が申請代理する場合の原本確認方法の見直し等について国土交通省に要望した。

【改正行政書士法対応委員会】

1 特定行政書士制度の推進

令和元年度特定行政書士法定研修の考査実施日や各単位会への人件費の見直しについて検討を行った。研修を実施する中央研修所の意向を尊重しつつ、実態に即した適切な運用をお願いした。

2 特定行政書士業務の調査研究

平成29年に発行した「特定行政書士業務ガイドライン」に対して、新たにモデルケースとして裁決例の紹介や演習（解説編・書式編）を追加するなど、特定行政書士業務について一層役に立てるよう、より充実した内容を盛り込んだ「特定行政書士業務ガイドライン [第2版]」を作成した。

3 PR活動の推進

特定行政書士制度のさらなる推進を図り、行政不服審査制度の促進に寄与するために各都道府県の行政不服審査事務担当部署宛てに「行政不服審査の運用状況に関するアンケート」を実施した。本アンケート実施に合わせて、特定行政書士制度が平成26年の創設から4年が経過し、約3,900名の特定行政書士が全国で活動し、行政手続における専門家として行政不服審査制度に貢献できるよう取り組んでいる点を周知した。

【行政書士制度調査委員会】

1 行政書士制度に影響する国家戦略案件への施策立案等の総合対応

- (1) 「デジタル・ガバメント実行計画」、「所有者不明土地問題」、「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス」、「新たな外国人材の受入れ制度」等の国家戦略案件について、省庁等の検討会に参加するなど関係強化を図るとともに、担当部署と連携して情報共有・戦略立案等を横断的に実行した。
- (2) 内閣府IT総合戦略室が進める「死亡・相続ワンストップサービス」について、死亡・相続分野における行政書士の関与フロー図を提案し、ワークショップに参画するなど、重点的に行政書士の活用提案を図った。
- (3) 行政書士制度調査室の実現に向けて、目指すべき組織構造を検討するとともに、行政書士制度調査室の規則制定案を策定した。

2 業際問題等の背景や経緯を含めた情報の蓄積及び整理等の業務情報の共有化

- (1) 国家施策である「未来投資戦略2018」や「規制改革」等に関する情報を収集・分析・考察し、担当部署と連携と共有化を図った。
- (2) 「条解行政書士法―第一分冊（業務編）―」に掲載した「業務に関する先例」の研究を深め、解説集の作成を検討した。

【中央研修所】

1 会則第62条の3第1項第一号研修の実施

(1) 法定業務研修の実施

①法定業務研修としての認定

法定業務研修について、単位会からの認定申請を審査し、認定を行った（のべ4単位会による研修実施）。また、当該研修実施後の各単位会からの申請に基づき、修了証書を発行した。

(2) 申請取次関係研修の実施

①申請取次行政書士管理委員会と連携し、申請取次事務研修会を次のとおり開催した。

平成30年 5月25日（神 戸）326名受講

平成30年 9月10日（東 京）618名受講

平成31年 2月 1日（名古屋） 433名受講

平成31年 3月25日（東京） 459名受講

②申請取次行政書士管理委員会と連携し、申請取次実務研修会を次のとおり開催した。

平成30年 4月13日（那覇） 64名受講

平成30年 6月 8日（東京） 606名受講

平成30年 7月 6日（福岡） 91名受講

平成30年 8月24日（名古屋） 268名受講

平成30年10月19日（札幌） 87名受講

平成30年11月30日（広島） 116名受講

平成30年12月17日（東京） 551名受講

平成31年 3月 1日（大阪） 341名受講

（3）ADR研修の実施

裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部の企画を受け、各単位会が実施する調停人候補者養成研修等の研修事業を支援・指導するため、次の単位会の要請に応じて本会から講師派遣を行った。

平成30年11月27日 岩手県行政書士会

平成30年12月11日 山形県行政書士会

平成31年 1月25日 福島県行政書士会

平成31年 2月 8日 長野県行政書士会

平成31年 2月16日 静岡県行政書士会

平成31年 3月 1日 三重県行政書士会

平成31年 3月 1・2日 奈良県行政書士会

平成31年 3月 4日 宮崎県行政書士会

平成31年 3月21日 佐賀県行政書士会・長崎県行政書士会

（4）業務関係研修

許認可業務部、法務業務部、国際・企業経営業務部、裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部等からの研修企画を受け、収録した講義をビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして掲載した（詳細は後述）。

（5）司法研修の実施

①令和元年度における専修大学大学院での科目設定について、大学院側との間で協議した結果、法律学応用特論「改正民法（債権法）」（2単位・15コマ）に決定し、詳細な開催案内を「月刊日本行政」H31.3月号（No.556）及び本会ホームページに掲載し、全国の会員に案内した。なお、最少開催人数（30名）の設定は継続されているが、今回24名の受講希望会員より願書の提出がなされたことを受け、大学側にて開講の準備が進められているところである。

②各地方における専門人材育成の機会を提供すべく、単位会に委託して地方の大学院との提携を推進した。また、近隣単位会会員の受講受入れに関し、案内媒体に「月刊日本行政」を活用するとともに、窓口単位会に対し「広域講座開設助成金」を支給し、支援を行った。

（6）能力担保研修の実施

①特定行政書士プレ研修

「特定行政書士法定研修」へのステップともなる「特定行政書士プレ研修」として、中央研

修所研修サイトに「行政手続法」、「行政不服審査法」、「行政事件訴訟法」、「要件事実」を継続掲載している。

②特定行政書士ブラッシュアップ研修

特定行政書士が、行政書士法第1条の3第1項第二号に規定する業務について、円滑に遂行するために必要な知識及び実務能力の涵養を目的とし、許認可分野における不服申立手続のシミュレーション、事例研究、手続書面（申立書等）作成等についての習熟を目指す「特定行政書士ブラッシュアップ研修」として、以下のとおり実施した。

平成30年 9月26・27日（①仙台）

講師：野村創弁護士 35名受講

平成30年11月 1・2日（②東京）

講師：野村創弁護士 94名受講

平成31年 2月14・15日（③大阪）

講師：南淵聡弁護士 32名受講

平成31年 2月21・22日（④福岡）

講師：藤代浩則教授（専修大学法科大学院）・弁護士 24名受講

平成31年 3月19・20日（⑤東京）

講師：山下清兵衛弁護士 72名受講

（7）コンプライアンス研修の実施

総務部からの講師派遣を受け、「職務上請求書」について会員向けのビデオ・オン・デマンド研修コンテンツを収録し中央研修所研修サイトに掲載した。

（8）行政書士のための基礎法律研修

隣接法律専門職種である行政書士に求められる基本法に対する知識拡充のため、民法（相続法）に関し科目設定を行い、「行政書士のための新・相続法～改正内容を踏まえた全体整理～」として（株）法学館／伊藤塾より講師を招へいし、講義収録を行い、中央研修所研修サイトにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして掲載した。

2 会則第62条の3第1項第二号研修の実施

平成26年12月27日施行の改正行政書士法に基づき、特定行政書士になるために必要となる法定研修の実施について対応を行った。具体的には以下のとおり。

（1）募集

平成30年5月1日から6月6日まで受講者を募集し、519名の申込みがあった。なお、募集に際しては、特定行政書士法定研修特設サイトを開設し、募集要項・申込書を掲載するとともに、各単位会の講義開催クール情報、考査会場等の情報を発信した。また、募集に先立ちポスター及びチラシ「特定行政書士になろう」を作成し、各単位会に提供したほか、「月刊日本行政」H30.5月号（No. 546）に同封し会員への制度周知の一環として利用した。

（2）講義の実施

原則各コマ60分間として、一部講義については再収録を行い講義DVDを作製した。なお、各科目の担当講師は、以下のとおり。

「行政法総論」講師：白藤博行教授（専修大学）

「行政手続法」講師：田村達久教授（早稲田大学法学学術院）、総務省行政管理局副管理官

「行政不服審査法」講師：橋本博之教授（慶應義塾大学大学院）、総務省行政管理局副管理官
「要件事実・事実認定論」講師：二宮照興・志賀剛一・流矢大士・斎藤義浩各弁護士
「特定行政書士の倫理」講師：奥国範・斎藤義浩各弁護士
「総まとめ」講師：山田洋教授（獨協大学）

講義は、各単位会にて開催（全9科目、総講義時間は18時間。DVD視聴による集合研修として実施）し、受講者435名が講義を受講した。

実施に先立ち、本会から各単位会に宛て、受講者名簿、講義DVD、研修テキスト等を提供し、対応いただいた。なお、研修レジュメは原則各クールの初日に受付にて配付した。また、身障者等特例対応が必要な会員については、まず本会で会員からの申出を受け、その後所属単位会との連絡調整等の対応を行った。

（3） 考査の実施

考査問題は、四肢択一式全30問とし、その内訳は行政法分野20問、要件事実論・事実認定論、特定行政書士の倫理及び総まとめ10問とした。

考査も講義と同様、各単位会にて実施。平成30年10月21日の考査は、講義受講を完了している467名（前年度受講完了者を含む）が受験し、受験者の68.3%にあたる319名が修了した（修了日は平成30年11月14日）。

実施に先立ち、本会から各単位会に、考査問題、答案マークシート等を厳封提供し、対応いただいた。

3 ビデオ・オン・デマンド研修システムの運用の更なる深化・改善

インターネットを活用した研修システムである「日本行政書士会連合会中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンド研修システム）」コンテンツとして以下の講座を追加登載した。

- （1）＜許認可業務部運輸交通部門＞「OSSポータルサイトでの申請について」
- （2）＜許認可業務部運輸交通部門＞「一般貸切旅客自動車運送事業新規許可申請について」
- （3）＜許認可業務部建設・環境部門＞「建設キャリアアップシステムについて」、「公共土木工事の事務手順について」
- （4）＜許認可業務部農地・土地利用部門＞「都市計画法に基づく開発許可申請業務について（実務編）」
- （5）＜許認可業務部社労税務・生活衛生部門＞「住宅宿泊事業法の申請手続の現状等について」
- （6）＜法務業務部権利義務・事実証明部門＞「行政書士の職業倫理」、「ゆうちょ銀行本社主催エンディングノート活用セミナー」、「相続法改正について」
- （7）＜国際・企業経營業務部国際部門＞「外国人技能実習制度に関するセミナー」 技能実習法の実務～新在留資格「特定技能」に係る業務も見据えて」
- （8）＜国際・企業経營業務部知的財産部門＞「地理的表示（GI）保護制度について」
- （9）＜国際・企業経營業務部企業支援部門＞「実務会員の理念・事例から学ぶ企業支援の在り方」
- （10）＜裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部＞「模擬調停「愛護動物分野」」
- （11）＜総務部＞「平成30年度行政書士コンプライアンス研修「職務上請求書」」
- （12）＜中央研修所＞「行政書士のための新・相続法～改正内容を踏まえた全体整理～」

○関連団体

<有限会社 全行団>

名 称：有限会社 全行団

所 在 地：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階

資 本 金：3,150,000円

事業内容：

- (1) 印刷物・出版物の企画、製作、販売、斡旋
- (2) ソフトウェアの開発、製造、販売、斡旋
- (3) 事務用物品・事務用機器の販売、斡旋
- (4) 損害保険の代理業
- (5) 各種企業、団体等に対する業務研修の請負
- (6) 情報処理サービス業、並びに情報提供サービス業
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

役員 の 状 況：代表取締役1名、取締役4名、監査役1名

従 業 員 数：6名

持 株 比 率：(出資状況) 日行連18株 (28.6%)、地方協議会45株 (71.4%)

本会との関係：本会が行っていた書籍の斡旋、共済事業及び行政書士会館の維持管理部門を独立させるため、昭和59年任意団体として本会及び各単位会からの拠出金により「全国行政書士事業団(事業団)」が設立された。その後、事業団は損保代理業を行う上で、組織の透明性と事業の効率化を図ることを目的に、平成8年「(有)全行団」として新たに組織された。

<一般財団法人 行政書士試験研究センター>

名 称：一般財団法人 行政書士試験研究センター

所 在 地：東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

基本財産：50,000,000円 (設立時)

事業内容：

- (1) 行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度等についての調査研究
- (2) 行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度等に関する資料その他の情報の収集、分析及び提供
- (3) 都道府県知事の委任を受けて行う行政書士試験の実施に関する事務
- (4) その他(一財)行政書士試験研究センターの目的を達成するために必要な事業

役員 の 状 況：理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名、評議員14名

従 業 員 数：8名

本会との関係：平成12年本会の出捐により設立(出捐金：100,000,000円)

＜一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター＞

名 称：一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター

所 在 地：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階

事業内容：

- (1) 任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督
- (2) 任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督
- (3) 任意後見契約の受任者としての事務（前各号に該当するものを除く。第4号において「財産管理事務等」という。）の指導監督
- (4) 任意後見、成年後見、保佐及び補助の事務並びに財産管理事務等
- (5) 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務
- (6) 任意後見契約の委任者等の意思能力、契約内容、進捗状況の調査に関する事務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の権利の擁護に関する活動
- (8) 研修会等の企画、開催及び講師の紹介
- (9) 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動
- (10) 成年後見制度に関する書籍及び印刷物の企画、出版及び頒布
- (11) 成年後見制度に関する視聴覚教材の企画、制作及び頒布
- (12) 国、地方公共団体、福祉関係団体等との連携による上記各事業の推進のための活動
- (13) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

役員 の 状 況：理事長1名、理事14名、監事3名

本会との関係：平成22年本会の寄付金により設立（寄付金：20,000,000円）